

G I G Aスクール運用管理等業務委託 企業連合協定書訂正表

令和2年11月13日に公告した「G I G Aスクール運用管理等業務委託」について、企業連合協定書の一部を下記のとおり訂正します。(令和2年11月20日)

記

変更前	変更後
<p>(解散後の<u>瑕疵担保責任</u>)</p> <p>第19条 当企業連合が解散した後において、成果品につき<u>瑕疵があった</u>ときは、構成員全員が連帯してその責任を負うものとする。</p> <p>2 構成員のうち、本業務の遂行の途中において第17条又は第18条の規定により脱退した者がある場合、残された構成員が前項に規定する責任を負う。</p>	<p>(解散後の<u>契約不適合責任</u>)</p> <p>第19条 当企業連合が解散した後において、成果品につき<u>種類、品質又は数量に関して委託契約の内容に適合しないものである</u>ときは、構成員全員が連帯してその責任を負うものとする。</p> <p>2 構成員のうち、本業務の遂行の途中において第17条又は第18条の規定により脱退した者がある場合、残された構成員が前項に規定する責任を負う。</p>

以上